

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二條の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件についての意見・情報の募集の結果について

平成30年3月16日
農林水産省消費・安全局

標記告示案について、平成29年11月28日から12月27日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、寄せられた御意見は0件（なお、本告示案以外についての御意見が2件）でした。

なお、本件については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第16条の規定に基づく主務大臣が指定する場合の明確化等のため、必要な修正を行っています。修正箇所については、別紙を御参照ください。

また、本件の公布日は、平成30年3月22日を予定しています。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 農林水産省消費・安全局 農産安全管理課組換え体企画班 代表：03-3502-8111（内線4510） 直通：03-6744-2102
